

申立人夫が所有する避難指示解除準備区域（浪江町）に所在する土地（登記上の地目は畑であるが、現況は空き地）について、同土地が用途地域内に所在し、隣接地（登記上の地目は畑であるが、現況は空き地であり、不動産鑑定士は宅地と評価）と一体として利用されていること及び形状（間口の狭い旗竿地）等を踏まえ、上記隣接地の単価の8割で算定し、既払金を控除した金額が財物損害として賠償されたほか、申立人夫婦が所有する社交ダンス用衣装7着について、提出された資料等から1着当たり10万円と評価し、財物損害として賠償された事例。

## 和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人X1及び申立人X2（以下申立人全員を総称して「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

#### 記

- ① 損害項目 財物価値の喪失又は減少等（別紙物件目録記載の土地）  
721万2800円
- ② 損害項目 財物価値の喪失又は減少等（動産類：本件における令和元年9月12日付け申立人第1準備書面第3の2(2)～(8)記載のダンス衣装 計7着）  
70万円
- ③ 損害項目 本件和解仲介に関する弁護士費用 7万2888円

### 2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、前項の損害項目に対する和解金として、金798万5688円の支払義務があることを認める。

### 3 既払金

申立人ら及び被申立人は、被申立人が申立人らに対し、第1項記載の損害項目に対する賠償金として、金548万3200円を支払済みであることを確認する。

### 4 支払方法

（省略）

### 5 清算条項

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。ただし、本件和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

#### 6 確認条項

申立人ら及び被申立人は、第1項記載の損害項目①及び②の財物について、仮に本和解による賠償がその価額の全部の賠償である場合でも、その支払にかかわらず所有権は移転しないことを相互に確認する。

#### 7 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和2年5月18日

（別紙物件目録省略）

（仲介委員 上妻 英一郎）